

## 事業再評価調査書

<b>事業名</b>		正蓮寺川北岸線（伝法）整備事業	
<b>担当</b>		建設局道路部街路課（連絡先：6615-6753）	
<b>1 再評価理由</b>		国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から5年間で経過後の年度で継続中のもの（国庫補助事業であったが平成16年度より交付金化）	
<b>2 事業概要</b>	<b>所在地</b>	此花区伝法4丁目～伝法3丁目	
	<b>事業目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本路線は、物流拠点である本市西部臨海地区と大規模住宅開発が行われた高見地区を結び、終点部では桜島東野田線へ連絡する淀川左岸下流域の東西の道路ネットワークを形成する幹線道路で、区間の東端には阪神高速淀川左岸線の海老江JCTが接続し、国道43号や臨海地域を連絡する幹線道として重要な役割を有する道路である。</li> <li>・しかし、当該区間は幅員6m未満の狭幅員道路が多く、防災上の課題も有しており、また、通学路に指定されているが歩道がないため、交通安全上の課題を抱えている。</li> <li>・当該区間を整備することで、交通の円滑化や歩道設置による歩車分離を行うとともに、震災時における延焼遮断機能とあわせ電線類を地中化し無電柱化することで安全性や防災性の向上を図る。</li> <li>・また、阪神なんば線淀川橋梁架替事業（国直轄事業）との交差箇所においては共同事業として連携を図る必要がある。</li> </ul>	
	<b>事業内容</b>	延長L=640m（事業開始時点の延長は330mだったがH11に310m区間延伸し、合計640mとなった） 幅員 W=22m（道路新設） 車線数（片側 2車線、歩道あり）	
<b>3 事業の必要性の視点</b>	<b>事業を取り巻く社会経済情勢等の変化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本路線の整備により本市西部臨海地区と高見地区を結ぶとともに終点部では桜島東野田線へ連絡する淀川左岸流域からの道路ネットワーク（東西方向の幹線道路）を形成し交通の円滑化を図るとともに、電線類を地中化し延焼遮断機能とあわせた防災性の向上や歩行者等の安全・安心な歩行空間を確保する必要性が高まっている。</li> <li>・本路線は、重点整備路線以外のその他の路線としており、厳しい財政状況の下、買取要望に対応するための予算確保に努め事業進捗を図る。</li> </ul>	
	<b>定量的効果の具体的な内容</b>	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通円滑化効果   走行時間短縮便益   走行経費減少便益   交通事故減少便益</li> </ul> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民 ・道路利用者 ・地域経済 ・地域社会</li> </ul>	
	<b>費用便益分析</b>	<p>[算出方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益分析マニュアル（平成20年11月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局）に示された手法に準じて実施</li> </ul> <p>[分析結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比 B/C = 1.54 （総便益B：97.0億円、総費用C：63.0億円）</li> </ul>	
	<b>定性的効果の具体的な内容</b>	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能的な道路ネットワークの充実</li> <li>・交通流の円滑化に伴う周辺環境の改善</li> <li>・災害時における避難路及び延焼遮断帯などの防災空間の確保</li> <li>・安全で快適な歩行者空間の確保</li> <li>・沿道土地利用の高度化</li> <li>・供給処理施設（水道、ガス、電気、下水等）の収容空間の確保</li> </ul> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民 ・道路利用者 ・地域社会 ・地域経済</li> </ul>	
<b>事業の必要性の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本路線の整備により本市西部臨海地区と高見地区を結ぶとともに終点部では桜島東野田線へ連絡する淀川左岸流域からの道路ネットワーク（東西方向の幹線道路）を形成し交通の円滑化を図るとともに、電線類を地中化し延焼遮断機能とあわせた防災性の向上や歩行者等の安全・安心な歩行空間を確保する必要性が高い。</li> </ul>		<b>評価</b> A～C

		事業開始時点 (平成元年12月)	前回評価時点 (平成20年3月)	今回評価時点 (平成25年3月)
4 事業の実現見通しの視点	経過及び完了予定	事業開始年度 平成元年度 着工年度 平成元年度 完了予定年度 平成5年度	事業開始年度 平成元年度 着工年度 平成元年度 完了予定年度 平成27年度	事業開始年度 平成元年度 着工年度 平成元年度 完了予定年度 平成29年度
	事業規模	用地取得必要面積 4,612㎡ 整備必要面積 7,260㎡	用地取得必要面積 10,250㎡ 整備必要面積 14,080㎡	用地取得必要面積 10,250㎡ 整備必要面積 14,080㎡
	うち完了分	-	用地取得済面積 5,746㎡ 整備済面積 0㎡	用地取得済面積 6,548㎡ 整備済面積 0㎡
	進捗率	-	用地取得率 56% 工事進捗率 0%	用地取得率 64% 工事進捗率 0%
	総事業費	67億円 (L=330m)	68億円 (L=640m)	68億円
	うち既投資額	-	20億円	21億円
	進捗率	-	29%	31%
	事業内容の変更状況とその要因			
	未着工あるいは事業が長期化している理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地取得において、近年の下落傾向にある土地価格での売買に難色を示されていることなどで用地取得が難航し、事業が長期化していた。</li> <li>・ 財政状況においても悪化しており、年次計画どおりの予算確保が難しく、当初計画に比べ進捗が遅れていた。</li> </ul>		
	コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul>		
事業の実現見通しの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本路線は、用地取得の難航により事業が長期化していたが、周辺道路において歩車分離のガードレールを設置するなど応急的な安全対策を実施し、歩行者の通行空間は一定確保している。また、限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しいため、買取要望に対応するための予算確保に努め事業進捗を図るものの、年次計画どおりの進捗は難しい。</li> </ul>			評価 C
5 事業の優先度の視点の評価	<p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街路事業では重点整備路線並びに完了期間宣言防災路線、他事業と連携して進めていくことが有利な路線等の整備を優先的に実施しており、本路線についてはこれらに該当しないため、当面の間は買取要望に対応するための予算を確保しながら、事業進捗を図っていく路線としている。</li> </ul> <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 淀川左岸下流域における東西幹線道路の不足が解消されず、機能的な道路ネットワークの形成及び交通の円滑化などの事業効果発現が遅れる。</li> <li>・ 歩行空間の確保による歩行者等の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れる。</li> <li>・ 都市計画法による建築制限などの私権の制限がかかり続けることとなる。</li> <li>・ 本路線に並行する道路においては、歩車分離のガードレールを設置するなど応急的な安全対策を実施し、歩行者の通行空間は一定確保している。</li> </ul>			評価 C
6 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年度の事業再評価における対応方針は「事業継続(C)」であり、現在、その方針に沿って事業を実施している。</li> </ul>			
7 対応方針(原案)	<p>「事業継続(評価C)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本路線の整備により、本市西部臨海地区と高見地区を結ぶとともに終点部では桜島東野田線へ連絡する淀川左岸流域からの道路ネットワーク(東西方向の幹線道路)を形成し交通の円滑化を図るとともに、電線類を地中化し延焼遮断機能とあわせた防災性や、歩道設置による歩行者等の安全性の向上を図るものである。</li> <li>・ 本路線は、用地取得が進んでおらず道路整備までには相当期間必要で、整備効果の早期発現が難しいが、周辺道路において歩車分離のガードレールを設置するなど応急的な安全対策を実施し、歩行者の通行空間は一定確保している。また、街路事業では重点整備路線等の整備を優先的に実施しており、本路線についてはこれらに該当しないため、当面の間は買取要望に対応するための予算確保に努め事業進捗を図るとともに、今後、重点整備路線の収束に伴い、予算の確保ができ次第、残る用地取得と道路整備を進め、事業効果の早期発現に努める。</li> </ul>			評価 C